

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和6年4月1日～令和6年6月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
(株)プラスラボ	埼玉県越谷市登戸町 29-20-4	令和6年5月22日	令和6年8月21日	3ヶ月	物役要領別表第13号(不正又は不誠実な行為)	令和6年4月24日に行われた、令和6年度 保安帽に係る一般競争入札において、落札決定後に当該事業者から、保安帽の塗装について対応ができないことが判明し業務の履行が不可能であるため、契約を辞退する申出があった。これにより、同業務の入札手続に遅延を及ぼすこととなった。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。